

農地の売買、贈与、貸借等の許可について（農地法第3条）

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）
の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）。
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人（旧 農業生産法人）の要件を満たす場合、農地の所有が可能です（農地法第2条第3項）。
それ以外の法人は農地の賃貸借、使用貸借のみが可能であり、所有は認められておりません（農地法第3条第3項）。
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）。
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）。

※ 農地所有適格者法人（旧農業生産法人）とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 下限面積要件は、令和5年4月より撤廃となりました。

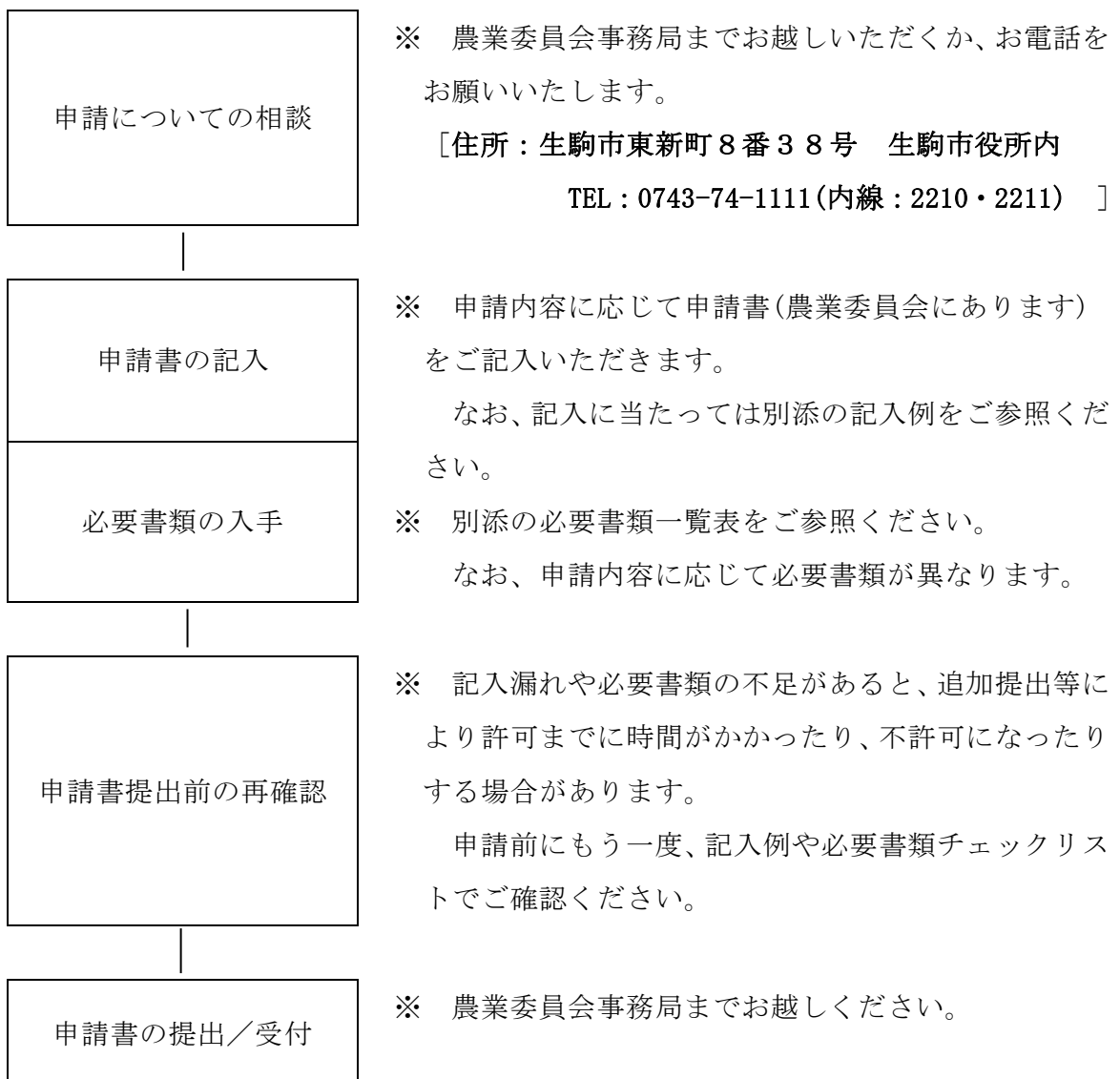
○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。
- ・ 生駒市で初めて農業をされる方（新規就農）については、農地法3条の許可要件を満たすことができるのか審査する必要があります。農地法3条の申請の他に、営農計画書や営農誓約書等の提出を求めます。

その書類をもとに農業委員会事務局による面談（1回～）及び、農業委員会による面談（1回～）を実施しますので、許可申請手続き以外に、下記の流れよりも相当の時間を要します。

農業技術や経験がほとんどない状態での就農、近隣との調和のとれていない就農では許可申請は認められません。しっかりと就農に向けての準備を進める必要があります。
農業委員会事務局に相談してください。

申請までの流れ



申請書の提出（受付）から許可書の交付までの流れ

